

酒田市立第二中学校「いじめ防止基本方針」

令和4年4月

1 はじめに

全国で行われているいじめ発見調査によると、いじめ認知件数は増加傾向にあり、本校の実態もその例外ではない。いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳を保持することを目的に、酒田市教育委員会、学校、地域住民、家庭、その他の機関及び関係者との連携のもと、いじめ問題の克服に向け、「学校いじめ防止基本方針」を策定し、未然防止、早期発見、早期対応・組織的対応等に全力で取り組むものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わない。また、けんかやふざけ合いであっても、好意から行った行為でも、相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまった場合は法が定義するいじめに該当する。

「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(1) 該当行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものの例

＜いじめの態様＞

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話（スマートフォンを含む）等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(2) いじめの問題に対する教職員の基本的認識

- ① 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの児童生徒にも、どの学校にも起こりうる」との共通認識を持つ。
- ② いじめの定義の共通認識をしっかりとしておく。
※当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。
- ③ いじめの態様の共通認識をしっかりとしておく。
- ④ 担任等が一人で抱え込まず、組織的に対応する。

3 いじめ防止のための組織（いじめ防止対策推進法22条：必置）と具体的な取組

- (1) いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、下記関係者からなる「いじめ防止対策推進委員会」を置く。
委員は、校内委員と校外委員で構成する。

校内委員	校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、教育相談担当、部活動担当、該当担任等
校外委員	PTA会長、民生児童委員協議会長、学校評議委員、教育後援会長、主任児童委員、 学校医（関係機関：生活安全課、庄内児童相談所等）

- (2) 当該組織は学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担い、下記の具体的な取組を行う。

- ① 「学校いじめ防止基本方針」及び、それに基づく取組の実施や具体的な計画の作成・実行・検証・修正等を行う。
 - ・ いじめを正しく理解し対応するための校内研修や職員会議等の情報提供の機会を設定する。
 - ・ 学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるようにする。
- ② いじめ発見調査アンケートの実施と集約、報告
- ③ いじめの相談・通報の窓口としての対応を行う。
- ④ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う。

- ⑤いじめの疑いに係る情報があつた時には緊急会議を開き、いじめの情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に行う。

4 いじめの未然防止のための取組

(1) 教職員による指導について

＊いじめについての共通理解

いかなる理由があろうともいじめは絶対にゆるされない行為であること、誰でも、どの学校でも、加害者被害者になる可能性があること、大人の見えにくいところで発生しやすいことなど、いじめの防止、早期発見、いじめに対する措置などの共通理解

- ① 生徒理解校内研修の実施
- ② いじめ校内研修の確立と情報共有の場の確立及び生徒への指導の徹底
- ③ いじめを許さない体制の確立と生徒への周知

いじめ防止対策推進法 第四条（いじめの禁止）
「児童等は、いじめを行ってはならない。」とあり、児童生徒はいじめをしてはいけないことが法に定められている。

- ④ いじめのサインの共通理解
- ⑤ 生徒の活躍の場づくり、居場所づくり、絆づくり
- ⑥ 道徳の時間を要とした全教育活動における指導
- ⑦ 生徒理解による教育活動の精選、ねらいの確立
- ⑧ 社会体験や体験活動の推進と充実
- ⑨ 日常的な「わかる・できる」授業の実践
- ⑩ 相互の授業の公開と参観等、学年の枠を越えた多くの目で各学級を見る体制
- ⑪ 教員自身の指導の振り返り（心に寄り添う指導の徹底）

いじめ集団の四層構造



「傍観者」が勇気をもって
「救済者」となれるか

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

① 生徒に培う力

- 情操力：他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。思いやりの心。
- 伝達力：言える力（訴える）。相談する力。勇気や行動力。体力。精神力。
- 想像力：自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。関心をもつ力。気付く力。規範意識。陽転思考。鈍感力。自分を見つめる力（自分の弱さを認める）
- 会話力：生徒が円滑な他者とコミュニケーションを図る能力。（自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力。
- 行動力：自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力。
- 忍耐力：ストレスに適切に対処できる力。（ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動やスポーツなどで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。ただしいじめを受けて我慢する力ではなく。）自己有用感、自己肯定感。
- 社会力：学校生活のモラルや社会と直接つながるネットモラルに係る適切な利用と判断する力。
- 解決力：いじめを自力で解決する力。正義感。困っている人を助ける力。

② 取り組み

- ・ 「いのちの教育」及び、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の推進、読書活動・体験活動などの充実
- ・ 授業や諸活動において一人一人の活躍の場を保障し、互いに認め合える集団づくり
- ・ 自分の役割をきちんと果たすことで、他者の役に立っていると感じ取ることでできる機会の設定
- ・ 目標や目的を明確にし、主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越えるような体験の充実
- ・ 社会地域参画活動の推進

(3) 生徒の主体的な取り組み

- ① 生徒会によるいじめ撲滅のへ取り組み（SNSなどの情報モラルを考える会、いじめ撲滅標語や日常の生活アンケート等によるいじめ防止）を通して、生徒自らがいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えることができるようにする。このような生徒の主体的な取り組みを通し、学校全体で、いじめは深刻な精神

的害になること等を学ぶ。

- ② 生徒会がいじめの防止に取り組む事を推奨しながらも、教職員主導で生徒が「やらされている」活動に陥ったり、一部の役員等だけが行う活動に陥ったりすることなく、教職員全体で生徒会活動の意義を理解し、主体的に参加できる活動になっているかをチェックするとともに、活動の正しい方向性を見守りながら指導するよう心がける。

(4) 家庭・地域・関係機関との連携

いじめ防止対策推進法 第九条（保護者の責務等）

「保護者は、子の教育について第一義的な責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」とあり、保護者が家庭等において、いじめを行わないよう指導することが法に定められている。

また、「2 保護者は、その保護する児童等がいじめを受けた場合には、適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。」とあり、子どもを守ることも定められている。

- ① 学校ホームページ、学年・学級懇談会、学校（学年・学級）だより等を通じて「学校いじめ防止基本方針」について理解を得るとともに、地域や家庭に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めながら緊密な連携協力体制を図っていく。
- ② メディアやインターネット等の情報機器におけるペアレンタルコントロールの取り組みを具体化し、家庭との連携を図って取り組む。
- ③ 学区の小中学校との連携を図りながら取り組みを推進する。
- ④ 学校、家庭、地域、関係機関がネットいじめを含めたいじめの問題について協議する機会を設け、地域や関係機関と連携した対策を推進する。

5 早期発見の在り方

(1) 見えにくいいじめを察知するための具体的な対応

- ① いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換、情報共有を行い、いじめを積極的に認知するよう努める。
- ② 定期的なアンケート調査により、短期におけるいじめの全体像を把握しながら、定期的な教育相談・日常の観察による声かけを実施することにより、個別の状況把握に努める。また、生徒が日頃からいじめを訴えやすい学級経営や信頼関係の構築に努める。
- ③ 休み時間や部活動、放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、プランニングノートを活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。

《学校における「いじめのサイン」の例》

◇急な体調不良 ◇遅刻や早退の増加 ◇授業への遅参 ◇保健室来室回数の増加
◇授業開始前の机・椅子・学用品等の乱雑さ ◇学用品・教科書・運動着等の紛失
◇学用品・教科書・運動着等の破損、落書き ◇日常交流のない生徒との行動
◇発言や言動に対する皮肉や失笑、笑いの頻発 ◇多数生徒からの執拗な質問や反芻
◇特定生徒の発言へのどめきや目配せ ◇突然のあだ名 ◇休み時間等での単独行動
◇美術や技術、保健体育、書写等での衣服の過度の汚れ ◇特定生徒からの逃避・忌避
◇特定生徒の持ち物からの逃避・忌避 ◇マスクを外せない（顔を隠したがる）
◇カットバン等が増える ◇一人で本を読むなど孤独 ◇テンションの上下動がある
◇職員室にきたがる ◇明るく振る舞う ◇元気がない 暗い 等

(2) 相談窓口などの組織体制

- ① 生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、定期的に体制を点検し、生徒及びその保護者、教職員が抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。
- ② 相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。
- ③ 教育相談等で得た生徒の個人情報については、対外的な取扱いの方針を明確にし、適切に扱う。
- ④ 生徒との信頼関係を基盤に、生徒一人一人の心に寄り添う姿勢で丁寧に対応する。
- ⑤ 生徒の相談に対し、「たいしたことではない」「それはいじめではない」など、その言葉や悩みを過小評価せず、相談を受けたら真摯に対応し、具体的な行動により相談者の信頼に応える。

(3) 家庭・地域・関係機関との連携について

- ・より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域、関係機関が組織的に連携・協働する体制を構築する。

《家庭における「いじめのサイン」の例》

- ◇登校しぶり ◇転校の希望 ◇外出の回避 ◇感情の起伏の顕著化 ◇隠し事の発覚
- ◇教師や友達への批判増加 ◇家庭でのお金の紛失 ◇荒くなる金遣い ◇物がなくなる壊れる
- ◇長時間の電話等や過度に丁寧な対応 ◇衣服の不必要な汚れ ◇体への傷やいたずらの痕跡
- ◇保護者来校の拒絶 ◇過度のインターネット等通信機器への対応 ◇「大丈夫」とよく言う
- ◇表情が暗い ◇無口になる（会話を避ける、しない。） ◇食欲不振 等

《地域で見られる「いじめのサイン」の例》

- ◇登下校中に特定生徒が、他の生徒の荷物等を過度に持つ ◇一人だけ離れて登下校する
- ◇故意に遅れて登校する ◇地域の公園や道路、空き地等に一人でポツンとしている
- ◇地域の公園等で一人の生徒を数名で取り囲み、言い合ったり、こづいたり、追いかけられたりする
- ◇コンビニや地域の商店等で、物品や飲食物をおごらされている
- ◇グループからよく置いていかれる ◇地域行事に参加しなくなる 等

6 いじめに対する措置（早期対応・組織的対応）

【 独自の判断はしない!!素早く対応する!! 】

- ◆根拠のない「様子を見よう。」「悪ふざけだろう。」「単なる喧嘩だろう。」という考えは捨てる。
- ◇「いじめは絶対に許されない」という認識に立つ。
- ◇「早期かつ即時対応」と「組織対応」の認識に立つ。
- ◇「いじめられている子どもの側に立つ」ことを大前提にして判断する。
- ◇「いじめはいつでもどこでもあるもの」と認識し、「小さな芽を小さいうちに摘む」ことを重視する。

(1) 素早い事実確認・報告・相談

- ① 発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ② 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、事実確認を行い、いじめた生徒へ適切に指導する。軽微な事案でも、関係職員へ連絡し、以後の見守りに生かす。
- ③ 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。また、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。対応にあたっては、本人や保護者の意向を受けながら対応する。
- ④ いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、速やかに関係機関と相談して対処する。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに酒田警察署に通報し、適切に援助を求める。

(2) 発見・通報を受けての組織的な対応

発見、通報を受けた教職員は迅速に、校内の「いじめの防止等の対策のための組織」に報告し組織的対応を図る。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って酒田市教育委員会に報告するとともに、被害・加害生徒の保護者にも連絡し、事後の対応に当たる。

(3) 被害者への対応及びその保護者への支援

- ① いじめられた生徒本人から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「被害者に罪はない」ことをはっきりと伝える等、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。
- ② 家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者へ事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行う等、いじめられた生徒の安全を確保する。
- ③ いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた生徒の心に寄り添い支える体制をつくる。いじめられた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができる環境の確保を図る。状況に応じて、酒田市教育委員会など関係機関や外部専門家の協力を得る。
- ④ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した事実を正確に記録する。

(4) 加害生徒及びその保護者への対応

- ① 教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導・助言を行う。
- ② いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて酒田市教育委員会など関係機関や外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する。また、事実関係を聴取した後、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ③ いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、関係機関や外部専門家との連携による措置も含めた対応をする。
- ④ 教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも検討する。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、一律の基準により一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。又、状況に応じて出席停止制度の活用について酒田市教育委員会と協議する。

(5) 集団へのはたらきかけ

- ① いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることができなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという決意や気持ちを行き渡らせるように再指導する。
- ② いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒をはじめとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきであることを指導する。また、全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。

(6) ネットいじめへの対応 等

- ① 情報機器端末は、保護者の責任の下で所持させているものである。その情報機器端末によるネットトラブルを学校が認知した場合は、保護者に連絡し、場合によっては、酒田警察署への相談を勧める。
- ② その後、当該生徒に対して、学校内でのフォローが必要な場合は保護者と連携を取って対応する。
- ③ 校内における情報モラル教育として、より専門性の高い講師による講習会を年に1度実施する。

7 重大事態への対処

(1) 調査組織の設置（いじめ防止対策推進法28条①：必置）と調査の実施

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時、又、いじめにより、当該生徒が「相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時、重大事態への対処、発生防止に資するため、酒田市教育委員会の判断に基づき、速やかに下記の第三者による調査組織を設け、質問票の使用、その他の適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- ② <重大事態と想定されるケース>
 - ・生徒が自殺を図った場合 ・身体に重大な傷害を負った場合 ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合 ・保護者が「重大な事態である」と申し立てをした場合 等
- ③ 重大事態に係る組織の構成
 - ・校内における「いじめの防止等の対策のための組織」を母体としつつ、酒田市教育委員会及び山形県教育委員会「いじめ解決支援チーム」の支援・協力を得る。
 - ・調査組織の構成員については、以下の団体等より選出するが、酒田市教育委員会の指示を仰ぎながら決定する。
例…山形県弁護士会・山形県医師会・人権擁護団体・PTA代表・学識経験者・心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者
 - ・具体的な人選については、事案との関係を勘案し、いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）とする。

④ マスコミ対応

- ・ 万一重大事態が発生し、マスコミ対応をする場合は、酒田市教育委員会と連携し、対応する。

(2) 校内の連絡・報告体制

- ・ 校内における連絡・報告体制は、「生徒の事故及び問題行動に対する連絡方法と対応」による。

(3) 重大事態の報告

- ・ 当該調査に係る重大事態の事実関係、その他の必要な情報等について、速やかに酒田市教育委員会教育長を通じて酒田市長へ報告する。

(4) 外部機関との連携 等

- ・ 重大事態に係る事実関係の調査、及び事後対応、発生防止等については、必要に応じ酒田市教育委員会、酒田警察署生活安全課、庄内児童相談所（山形県教育委員会「いじめ解決支援チーム」）と連携を図りながら進めていく。

8 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

＊ 教育相談体制と活動計画

- ① 「教育相談アンケート・いじめ発見調査アンケート」の実施、それを受けた「教育相談」を通し、生徒の心の声を拾いあげ、いじめの問題の未然防止、早期発見、早期対応に努める。
- ② 担任、養護教諭等の連携により、教育相談体制を機能させる。
- ③ 具体的な計画は、学校経営概要による。

＊ 生徒指導体制と活動計画

- ① 生徒にとって実効感のともなう活動ができるよう、どの活動においても価値付けを行い指導する。
- ② 指導方針の共有、組織的対応を常に意識して指導、支援にあたる。
- ③ 具体的な計画は、学校経営概要による。

(2) 校内研修

＊ いじめの理解、組織的対応、指導記録の生かし方等に関する研修計画

- ① 定例職員会議において、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する報告や校内研修を行い教職員の共通認識を図る。
- ② 特に「特別の教科 道徳」の充実、「生徒指導・生徒理解を生かした授業づくり」について研修を深め、いじめ問題の未然防止に日頃から努める。

(3) 学校評価

＊ いじめ問題への対応と評価の基本的な考え方

- ・ 学校評価において、その目的を踏まえて、いじめ問題を取り扱う。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、問題を隠さず、いじめの実態把握や対応が促されるよう、生徒や地域の状況を十分踏まえた目標の設定や、目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価する。また、評価結果を踏まえてその改善に取り組んでいく。

＊ 地域や家庭との連携

- ・ 学年、学級懇談会や学校（学年・学級）だより等において、いじめに係る学校基本方針やその取組、学校評価の結果等についてお知らせし、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

(4) 校内におけるいじめの防止等に対する

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）PDCAサイクル等

- ① いじめ防止のための組織が策定した長・短期計画に基づき、常に組織的な対応による、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期対応の取組を徹底し、その都度取組状況を生徒の視点で客観的に振り返り改善を図っていく。
- ② 学期末の職員会議において、いじめ問題への対応について成果と課題を確認しながら改善の方策を明確にし、全教職員で共通理解を図る。

(5) 社会参画活動、縦割り活動による自己有用感、自己肯定感の育成

- ・ 地域行事や社会教育主催の活動への積極的参加、クラブ活動等による異年齢交流等を通し、生徒の自己有用感、自己肯定感を育成し、いじめ問題の未然防止に努める。

9 生徒理解（いじめや悩みの早期発見）のための取り組み計画

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
行事	始業式・入学式		節集会（挑戦） 生徒議会 地区総体	体育祭 県総体 三者面談 終業式	始業式 節集会（団結）	地区新人 中間テスト
取り組み	校内いじめ防止基本方針の確認 生徒理解研修 プランニングノートの活用	教育相談 校内事例研修会	県いじめ発見調査アンケート実施と集約及び対応	三者面談の報告と集約 生徒会の取り組み 県いじめ発見調査報告	夏季休業中の生活状況把握	教育相談
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
行事	節集会（協力） 3年修学旅行 北ブロック大会 合唱コンクール準備と実施	生徒会役員選挙 期末テスト 節集会（成長） リーダー研修会	中学生の学びを知る会 三者面談 終業式	始業式 入試激励会	期末テスト 中学校生活を知る会 節集会（希望）	卒業式 1・2年修了式 離任式
取り組み	情報交換	3年進路相談 1・2年教育相談 県いじめ発見調査アンケート実施と集約と対応	県いじめ発見調査報告 新生徒会によるいじめ撲滅への取り組み	冬季休業中の生活状況の集約 3年希望進路相談 1・2年教育相談	情報交換	

10 相談ダイヤルについて

- (1) 酒田市立第二中学校：☎0234-22-1359
- (2) 酒田市教育相談室：経験豊かな相談専門員が対応 ☎0120-783042（なやみないように）
メール：soudan@sakata.ed.jp（予約受付のみ）
- (3) 山形県教育センター：〒994-0021 天童市大字山元字犬倉津 2515
 - ① 24時間子供SOSダイヤル：☎0120-0-78310 または
023-654-8383（24時間受け付け）
 - ② 教育相談ダイヤル：☎023-654-8181 平日（月～金）8:30～20:30
土・日・祝 8:30～17:30
来所相談予約受付ダイヤル：☎023-654-8181 平日 8:30～17:00（土日祝を除く）
 - ③ 教育相談メール：non-ijime@pref.yamagata.jp
※返信にはお時間をいただいております。パソコンから返信いたしますので、受信の設定をご確認ください。
- (4) 山形地方法務局人権擁護課：〒990-8790 山形市緑町1丁目5-48（山形地方合同庁舎）
 - ① 子どもの人権SOSミニレター：上記の住所で手紙を受け付けています。
 - ② 子どもの人権110番：☎0120-007-110 月～金（平日）8:30～17:15
※土日祝日と平日の時間外は、留守番電話です。
 - ③ 子どもの人権SOS-eメール：https://www.jinken.go.jp/kodomo
※法務省のホームページでも相談を受け付けています。
- (5) やまがた性暴力被害者サポートセンター（べにサポやまがた）
 - ① 相談専用電話：☎023-665-0500 10:00～19:00（土・日・祝、年末年始除く）
※女性相談員が対応します。要望に応じて、病院や警察等に付き添います。
- (6) 女性専用 山形県警察の相談窓口
 - ① 女性の性犯罪被害者等に関する相談に対応 ☎023-615-7130（24時間）